

第4回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年7月25日（月） 午後1時00分～午後4時00分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 傍聴人 1名 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛（欠席）
事務局（澤井）	<p>それでは第4回目の市民会議を始めさせていただきます。それでは、会長、進行の方よろしくお願いいたします。</p>
片桐会長	<p>暑い中、皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。第4回目の市民会議ということで、前回の会議では、市民等の責務、管理監督者の責務に関係して、特定要求行為、不当要求行為の定義、それから責務規定の文言の調整等いくつか論点が出てきました。その論点を踏まえて、本日、事務局の方から修正案を出していただいていますので、修正案についてご説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局（米田）	<p>はい。それでは、議題1の条例素案（第3条～第6条）の確認ということで、前回の会議において、ご意見、ご指摘を受け、今日、事務局案として資料をお配りしておりますので見ていただきたいと思います。</p> <p>まず、資料1の第2条（定義）第6号「特定要求行為」と第7号「不当要求行為」についてですが、前回の会議において、「普通の要求」「特定要求行為」「不当要求行為」のグレードの違いについて少し分かりにくいことと、不当要求行為の定義中「正当な理由なく」及び「著しく」の文言について会長からご指摘を受け、修正した案として作ったものとなります。</p> <p>資料1の上段①が条例素案になります。中段②は「正当な理由なく」を特定要求行為、不当要求行為ともに入れた案としています。下段③は今回、事務局修正案として提案するものになりますが、条例素案から「著しい」の文言を削除しています。</p> <p>まず、「正当な理由なく」を入れる、入れないについてですが、本来、「正当な理由」がある要求であれば、「特定要求行為」にも該当せず、普通の要求であると考えられます。</p> <p>しかし、「正当な理由」かどうかについて、誰が判断するのかということになります。実務的には市職員が「正当な理由がない」と判断し、要求に対して拒否する等の対応をすることになると思われませんが、条例上の文言として「正当な理由」のあるなしについては市職員が判断するものではないと思っております。</p> <p>行為者からすれば、私には「正当な理由がある。」と主張する。それに対して市職員は「いや、それは正当な理由に当たらない。」と主張した場合は、その判断については、やはり第三者に委ねるのが妥当だと思われまます。</p>

そのため、市職員が判断できる「特定要求行為」には「正当な理由なく」を入れず、第三者機関である審査会で審議する「不当要求行為」に「正当な理由なく」を入れることが妥当だと思われま

す。また、特定要求行為に「正当な理由なく」の文言を入れることにより、「正当な理由があるもの」は該当しなくなるが、「同時に正当な理由があるかないか分からないもの」についても該当しなくなる可能性があります。

そういったことを考えると、やはり、「正当な理由」のあるなしに関わらず、判断のつかないものを含め、特別の扱いを求める行為については、とりあえず「特定要求行為」として記録し、そのうち、「正当な理由がないもの」かつ、「悪質なものを」審査会の審議を経て「不当要求行為」として決定する方がより実務に適しているように思い、条例素案のまま特定要求行為には「正当な理由なく」を入れず、不当要求行為に「正当な理由なく」を入れる案としています。

第3回の会議で、「明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き審査会に報告する」という形を執りましたので、「正当な理由」のあるなしを含めて、第三者機関である審査会でご審議していただけたらと考えております。

「正当な理由」とは、例えば特定の者を有利に扱うよう求める行為であっても、災害発生時における特別な優遇措置などは「正当な理由がある」ものと解される場合があると考えています。

次に「著しく」の文言についてですが、「著しく」を入れた場合、その要求の程度の度合により、不当要求行為に該当するしないが決定されることとなる可能性があるため、「著しく」を削除する案といたしました。不当要求行為は要求内容の度合、程度ではなくその要求の実現を図る手段によって判断するため、「私の要求は著しく優遇を求めるものでないので不当要求行為に該当しない。」と言われる可能性があるため削除する案としました。

しかし、「著しく」を除くことで、第7号アが「特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。」となり、特定要求行為そのものの内容と同じ意味になってしまうため、「特定要求行為のうち」という表現とかぶってしまい、第7号ア自体必要ないようになってしまいますが、特定要求行為のうち、正当な理由のない特定要求行為ということであえて残す案としています。

今回、「著しくを除く」「第7号ア自体を除く」「著しくを除かない」を含めて条例修正案をご審議いただきたいと思

います。続きまして、資料2ですが、これは、第3条の「職員の責務」についてです。前回の会議において横山委員から具体的な案のご提案があり、横山委員のご提案の内容をベースに少し文言の調整をさせていただいた案、下段③を事務局修正案としてご提案させていただきます。

宗田委員から「もう少し積極的な職務に当たっての心構えのようなもの」を、鳥取県の指針のような規定を入れた方がというご指摘もあったかと思いますが、鳥取県の「職員等は法令により禁止されていなくてもそれを行うことにより市民の信頼を損ねる行為を行わない」という内容については、今回、条例の条文として入れず、マニュアル、解説等で明記できればと考えています。

<p>片桐会長</p>	<p>続きまして資料3の第5条「任命権者の責務」につきましても、横山委員のご提案の内容をベースに少し文言の調整をさせていただいたものである下段③を事務局案としてご提案したいと思います。</p> <p>前回の会議でご指摘等を受けた内容についての修正案は、以上です。</p> <p>はい。日数の短い中、大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。</p> <p>まず、論点が少なそうな第3条、第5条からいきましょうか。第3条、第5条ですが、基本的には横山委員のご提案に沿って、修正すべきところの文言を少し修正したという感じですが、何かご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>元の素案から比べると、特に第3条は、随分すっきりした形になったのかなと思います。</p>
<p>赤宗副会長</p>	<p>第3条の修正案なのですが、第4項が付け加えられ、情報提供義務の規定がございいますが、情報公開条例などで、きっちり規定されているものがあると思いますので、この中に盛り込むのは、私は妥当ではないと思います。この条文を見ましても、どういった場合に情報を提供しなければならないかなど、カテゴリ別の規定もありませんので、情報公開については、情報公開条例で一本化する方が妥当だと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>赤宗副会長のご提案は、第4項をまるまる落とすということですね。</p> <p>私は、この情報提供と情報公開は少し違うニュアンスのものなのかなと思うのです。情報発信のような感覚のものなのかなと思います。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>そうですね。情報公開条例になりますと、請求のあった公文書を公開するものですが、その中でも積極的に公開していくというのがあります。情報公開コーナーというのをごさしまして、あらかじめ、請求に基づかなくても誰でも見ていただくことのできる情報を据え置いています。最近でしたら、インターネットなどでこちらから先に情報を発信していくというのがありますので、少し積極的な方の文言として、今回、横山委員のご提案どおり、第4項を付け加えさせていただきました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>いかがでしょうか。特に市民委員の方には、もしかしたら馴染みのない事柄かもしれないかもしれませんが、最近の自治体では、こういった情報を出しなさい、情報公開に努めなさいといった条文がたくさんありまして、最たるものが情報公開条例として制定されています。大和高田市についてもそうであり、赤宗副会長のご指摘はそれと重複感があるということですが、広く説明責任の一環として情報公開に努めなさいということもそれはそうであり、情報提供義務は情報公開条例の中で定められているというもおっしゃるとおりかなと思います。しかし、ここで想定しているのは、直接窓口などに来られた市民に、持っているカードを全部出しなさいということなんだろうが、そういう意味では、第3項とよく似ている規定なんです。では、第3項と第4項で何が違うんだと言われれば、説明をするということと、今、行ってい</p>

	<p>る業務の他に実はこういうことになっていますよということを知らしめるという意義がここにあると思われま。そういう意味の第4項であるならば、情報公開条例と全く同じ趣旨なのかと言われると、重複するところもあるけれども、違うところもあると言えると思いますが、横山委員はどうお考えですか。</p>
横山委員	<p>今、会長がご説明されたとおりだと思います。 第3項、第4項の違いを私自身もよく理解できたと思います。</p>
片桐会長	<p>あともう1つ、赤宗副会長の違和感ともつながっているのだと思うのですが、誰に情報公開するのかというところがはっきりしていませんね。なので、一般に情報公開することと何が違うのかということになると思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。ここにいきなり情報提供が出てきますからね。</p>
片桐会長	<p>そうですね。誰に情報提供するのかというのを調整する必要がありますね。そうすると市民ということになると思いますが、そうすると情報公開条例とあまりニュアンスが違わなくなってしまうですね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。職員の責務の中に入れてあるということで、少しは職員にとっては厳しくなっていると思います。言われなくても努めなさいにしていますので。今回、鳥取県のようにまでは規定しませんでした。積極的な部分として、市としては前向きな条文として規定できたのかなと思っています。</p>
片桐会長	<p>なるほど。いかがですか、村上委員、行政側の意見としてはどうですか。</p>
村上委員	<p>私も、情報公開条例でいう情報と違って、このように職員の責務として、先程、会長がおっしゃられたとおり入れることはよいと思います。</p>
片桐会長	<p>他にご意見ございませんか。宗田委員はどうですか。</p>
宗田委員	<p>はい。その前に質問したいのですが、公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報とは具体的にどのようなものを想定していますか。</p>
事務局（米田）	<p>ここも情報公開条例と若干かぶってくる部分があるのかもしれませんが、情報を公開すると言いましても、個人情報はもちろん出せませんし、守秘情報もあります。まだこのタイミングでは出せないという情報というのがあります。出すことによって、文言どおりですが、市政の運営に不当な影響を及ぼすもの、何でもかんでも出せるものではないということで、除きという除外規定を明記させていただきました。</p>
宗田委員	<p>私は、情報公開条例を詳しく知りませんが、この規定を読んだ印象は、本来は公</p>

	<p>開しなければならない情報だけれども、公開することによって混乱を招くおそれがある場合、公開しなくてもよいという盾に使われるんじゃないのかなと危惧しています。そうであるならば、「職員は法令で別段の定めがある場合の他は、積極的に情報を提供しなければならない。」とする方がすっきりすると思います。</p>
事務局（澤井）	<p>情報公開条例は公文書を対象とするもので、請求に基づいて公文書を原則開示するものです。ただし、原則開示の例外として開示しない情報というものを規定しております。例えば、個人に関する情報、法令等で公にしてはならないとされている情報、まだ市で最終的な意思決定がなされたものではない情報、公にすると今後の事務事業に支障を来たす情報など、6項目に分けて不開示情報を定めています。</p> <p>今、議論していただいている第4項は、窓口における職員の市民に対する情報提供義務を規定していますが、その場合であっても不開示情報に該当するような「公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報」を除いて情報提供していこうということです。情報公開条例で規定しております不開示情報を意識して、横山委員から提案していただきました「公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報」に、「公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報」を加えさせていただいております。</p>
片桐会長	<p>まあ一つはここは責務規定ですからね。そこまで細かく例示的に挙げていくのが妥当かどうかという問題がありますよね。</p>
赤宗副会長	<p>どこに違和感があるかという、規定の仕方が「積極的に情報を提供しなければならない。」というところです。ここが「提供するように努めなければならない。」ならばあまり違和感がないように思います。一応ここは裁判規範になると思いますので、もし、窓口に来られた市民がお目当てとする情報が得られず、不服申立てをしたときにどうなるのかなと思います。そのようなことを考えると少し規定の仕方としては強すぎるのかなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。「しなければならない。」にしていますので厳しいのは厳しいですね。</p>
片桐会長	<p>それは、例えば、処分を前提として違法を構成するということですか。</p>
赤宗副会長	<p>「提供しなければならない。」ですから。</p>
片桐会長	<p>それはどうなのでしょうかね。大きな仕組みとして市政という仕組みだと解釈すればそういうことなのかもしれませんが、一つは、「努めなければならない。」と文言を差し替えても事務局側の思いとは大きく変わらないのかなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。第3項と同じように「提供するように努めなければならない。」としても問題はないですね。</p>

片桐会長	<p>では、今、出たご意見をまとめますと、第4項は、「職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を除き、積極的な情報の提供に努めなければならない。」となりますね。</p> <p>こだわるようですが、「市民に対して」という文言を入れた方がよくないですか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。</p>
片桐会長	<p>では、「情報を除き、市民に対して積極的な情報の提供に努めなければならない。」ということですね。</p>
赤宗副会長	<p>よろしいですか。例えば、他市町村へ移られた方が大和高田市に用事があって来られた場合は、厳密に言うと「市民」ではないですよ。情報公開条例ですとよく利害関係のある人や何人もとまっていると思いますがどうですか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。前回の第6条の市民等の責務については、会議で特に指摘がありませんでしたので、今回は議題として持ってきておりませんが、第6条で「市民等」は、市民等（市民その他市政に関わりのあるものをいう。）と定義しております。庁内会議でも議題となったんですが、特に市立病院に来られる方については、市民に限らないなど、市民にしてしまうと少し絞ってしまうということで、このように定義しました。そうなってくると第1条目的やこの第3条第1項の「市民全体」にまでかかってくると言われれば、そうなってしまいますが。</p>
片桐会長	<p>そうですが、通常、市民全体と書く場合、特定の市民、具体的な存在を想定しないですから、そこはいいと思いますよ。</p>
事務局（米田）	<p>いいですか。では、ここで第3項の市民を市民等（市民その他市政に関わりのあるものをいう。）ということでよろしいですか。概要の19ページの第6条で市民等と定義しているのを前に持ってくるということでよいですか。</p>
事務局（澤井）	<p>ここの市民等とは少し違うのではないかと思います。</p>
片桐会長	<p>ここの第3項、第4項に関しての市民は、窓口に来られる具体的な市民を想定されているわけですね。</p>
事務局（米田）	<p>第3項、第4項については、それも含みますが、職員の責務としてありますので、もう少し大きな根幹的な責務としての規定と考えています。</p>
片桐会長	<p>そうすると、説明責任や情報提供義務は漠然とした市民に対して行われていけばよいということですか。</p>

事務局（米田）	そういう意味ではありませんが、誰に対してというよりも、職員の責務であると、倫理規定の一番重要な部分として規定しています。
片桐会長	ここに言う市民は具体的な存在ではなく、もう少し抽象的な、市全体というか、広く市政に利害のある人、将来市に移り住んでくる人も含めて、広く説明責任、情報提供義務があるということですか。
事務局（米田）	基本的には市民なんですが、先程の転出された方も含め、市外からのお客さん、大和高田市に通勤、通学されている方も含めて、市民に限ってしまわない方がよいのかなと思うのですが。
片桐会長	私の個人的な意見としては、正直どちらでもよいのかなと思いますが。
事務局（米田）	市民としておいても、市民以外のものも含むということですか。
片桐会長	それは、解釈でやればいいのかという気がしなくもないですが、赤宗副会長は、この解釈上、問題となって違法を構成する要素となったときに、そこは分かれ道になるのかなということをご指摘されているのかなと思います。
赤宗副会長	条例素案と比べると、少し具体的な規定になっていますので、そうなりとやはり誤解のないように、市民というのももう少し広げないといけないのかなという気持ちでしたが、これが何らかの具体的な場面で問題になるとは思っていない。
片桐会長	これは、解釈の場面で操作すればいいような問題かなと思います。
事務局（米田）	それでは、条文はこのままにしておいて、解説のところで、ここでいう市民とはという逐条解説を入れさせていただきます。
片桐会長	はい。まとめますと第3条の第3項はこのまま、第4項も先程読み上げた改正条文で他にご異議がなければ、この修正案で確定するということがいかがでしょうか。 はい、それでは第3条はこれで確定とします。 次に、第5条はいかがでしょうか。こちらは、第3条第4項と同じく、啓発を誰にするのかということが一つ問題になると思います。元々の条例素案の方では「事業者等に対して指導啓発」となっていたので、「事業者等に対して」と明記する方が望ましいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。 それと、横山委員のご提案は、これを分かりやすく2つにステージし直すということを念頭に置いたご提案だと思いますが、それ自体は、私は非常に分かりやすくなったと思います。市民委員の方はどう思われますか。 横山委員いかがでしょうか。

横山委員	特にございません。
片桐会長	秋田委員いかがでしょうか。
秋田委員	特にございません。
片桐会長	羽根委員いかがでしょうか。
羽根委員	この修正案でいいと思います。
片桐会長	赤宗副会長いかがでしょうか。
赤宗副会長	③の修正案でよくできていると思います。
片桐会長	<p>それでは、他にご異議はないでしょうか。ないようでしたら、第③案で第5条は確定ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、第2条第6号、第7号でございますが、なかなか難しい問題があると思いますが、私の方からもう一度論点を整理する上で、いくつか質問したいと思います。まず最初に、元々の条例素案では、概要の13ページの説明では、特定要求行為のような案件があれば、特定要求行為として報告義務が課されることになるが、さらに、これが暴力行為等によりなされたと判断されれば不当要求行為に切り替わるという説明だったかと思います。その観点からすれば、第7号の不当要求行為に関しては、アからオに関しては、全て特定要求行為として当然認定される。プラスその要求のやり方によって不当要求行為になったり、特定要求行為になったりが変わるのだという理解をここにおられる市民委員を含め、全員がしていると思いますが、その理解で問題がないのかどうかというのが一つです。</p> <p>これは改めてお聞きしたいのですが、例えば、第6号の特定要求行為は、「特定の団体又は個人を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすることを求める行為」と規定していて、この中には「執行すべき職務を行わないこと」というのはこれは包括できないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局（米田）	不作為を含むとしていますので。
片桐会長	特定のものに対して「有利又は不利な扱いをしないでくれ」という不作為は入ってきますが、「執行すべき職務をしないでくれ」は広くは入ってこないのではないですか、入ってくるのですか。
事務局（米田）	全体のためにということですか。全市民、全国民のために「執行すべき職務を行わないこと」を求められた場合ですか。特定のものに言っていない場合ですか。

片桐会長	あるいは、「この人にやっているかどうかは私は知らない。ただ私に対してはしないでください。」という場合はどうですか。
事務局（米田）	それであるならば、他者と比べて、自分を有利に扱う行為、不作為という意味でも対象になると考えています。
片桐会長	「職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。」というのも、「別に誰に対して漏らすというのも、あの人に漏らしているかどうかは知らないけれども、私には教えてください。」というの、特定のものに対して有利又は不利に扱うことになるのですか。
事務局（米田）	そうですね。それは自分自身には特別に秘密を教えてくださいということであれば、該当してきます。
片桐会長	いいえ、特別にではなく、特別かどうかは分からない場合です。「他の人はどうか知らないけど、私は知りたいので教えてください。」という場合です。
事務局（米田）	「誰にも教えることができないのです。」という話になると思うのですが、「そこをなんとか私にだけは教えてください。」と言われた場合は該当してきます。
片桐会長	私にだけ教えるかどうかは分からない場合です。
事務局（米田）	ですけれど、「本来は、誰にも教えられない内容なんです。」と、まず説明すると思います。いきなり記録ではなく、「これは守秘情報になっているので、あなただけでなく、どなたが来ても教えることができないのです。」と、次のタイミングで「そこをなんとか。」ときた場合には、特別の取扱いを求められていることになると思います。
片桐会長	なるほど、なぜこのことをお聞きしているのかということ、要求のやり方、例えば、机をドンドン叩きながら要求してくるなどが、特定要求行為と不当要求行為の違いであると、もう一つは、何を要求するのかという要求の内容によっても一つグレードが上がるとのご説明だったかと思いますが、元々の条例素案の13ページの説明の仕方では、要求の内容によって違ってくるという説明は、はっきりと出てこなかったわけで、14ページ、15ページを見るとなんとなくそういう内容のことも頭に入っているのかなとも思えるのですが、包括的に説明されているのが13ページなので、そのところがよく分からないのです。特定要求行為と不当要求行為は何が、どの部分に着目して、どういうすみ分けをしているのかというのが前回の会議で問題となったかと思いますが。 今回、出していただいた修正案では、まず一つは「正当な理由なく」という理由があるかないかが一つ、特定要求行為と不当要求行為の違いであると、これがおそ

	<p>らく要求の仕方の部分になっていると思います。そうするとアからオまでの中身の部分については、特定要求行為とそんなに違いがないと理解してよろしいですか。それともここに挙げたものに特に該当する場合には、不当要求行為になるということですか。特定要求行為にはアからオ以外のものも入っていて、それはもちろん不当要求行為にならないけれども、特にアからオのうち、正当な理由がないものについては、不当要求行為として考えようということですか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。アからオまでは、基本的には全て特定要求行為として網羅できていると思います。</p>
片桐会長	<p>網羅しているのですか。</p>
事務局（米田）	<p>はい、特定要求行為は大きな円になりますので、アからオの要求であるならば、とりあえずは、全て特定要求行為に該当するものと考えています。</p>
片桐会長	<p>今、お聞きしたいのは、アからオに該当しないものが仮にあった場合は、それは特定要求行為になるんですね。</p>
事務局（米田）	<p>なります。</p>
片桐会長	<p>アからオに該当しているかどうかのチェックがまずあるのですね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。この定義の文言でいうと、「次に掲げる行為を求める行為であって」としていますので、とりあえず、このアからオのどれかに該当して、かつ、公正な職務の執行を妨げることが明らかであるものか暴力行為等なのかという手段になってきますので、基本的には、このアからオのどれかに該当しているかどうかは不当要求行為を判断する内容になってくると思います。</p>
片桐会長	<p>そうするとアの方から「著しく」を抜くことはあまり意味がなくなりますよね。第6号に該当するものは、全て第7号アに該当するわけでしょう。</p>
事務局（米田）	<p>「著しく」を抜きますと同じ文言になってしまいますので、そう考えるとア自体いらぬのかなとも考えたのですが、逆にこの「著しく」を入れてしまいますとレベルの低い要求、少しだけまけてください、少しだけ教えてほしいと言われた場合、要求内容は軽易だけれど、強い圧力をかけてきた場合、社会的相当性を逸脱した手段でもって軽い要求をしてきたものが漏れてくるのではないかと考えましたので除く案とさせていただいたのですが、そうなりますと、片桐会長がおっしゃるとおり、アと6号が同じになってきますね。</p>
片桐会長	<p>アと第6号が仮に一緒だとすると、イ、ウ、エ、オもアの一部になってきますよ</p>

	<p>ね。それでいいのですか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。先程の説明ですとそうなりますね。同じであれば、第6号の下にあってもよいという議論になるのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>そうですね。先程からご説明を伺っていると、要するに、要求の仕方が問題であるとおっしゃっているように聞こえるのですが。中身については、第6号、第7号なのかというのはそれほど大差なくて、どのような形で要求してくるのかという部分ですよね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。どちらかというところらに重きを置いています。</p>
事務局（澤井）	<p>結局、特定要求行為がどの段階で不当要求行為になるのかなということです。課内で議論した結果「要求の仕方」になってくるのだろうということになり、「著しく」という「要求の程度」である部分を除く形をとりました。</p> <p>特定要求行為は、職員に対して、特定のものを他者と比べて特別の扱いを求める行為である。そのうち、アからオまでに該当する要求行為が公正な職務の執行を妨げることが明らかであったり、暴力行為その他社会的相当性を逸脱するような要求の仕方でもって要求の実現を図るものを不当要求行為になると考えています。</p> <p>例えば、災害発生時の減免について、被災者の方は2割減免されるという制度があったとした場合、2割減免したことは、他者と比べ有利に扱うことになりません。しかし、ある人が、「みんな2割減免だけれども、私の知り合いのこの方だけは3割にしてほしい。」となれば、これは他の被災者と比べて特別に有利に扱うことを求めていますので、特定要求行為になります。ここで不当要求行為に「著しく」が入っていると「全額免除してほしい。」と著しく特別扱いを求められたときは、不当要求行為に該当してしまうということになります。要求の程度ではなく、あくまでもその要求の仕方によって不当要求行為になるのではないかということで、「著しく」を抜きました。</p>
秋田委員	<p>今の話であれば、要求の中身は、特定要求行為も不当要求行為も同じことを言っても、その要求の仕方が暴力的なことであれば、不当要求行為になるということであれば、第7号にアからオを書くのではなくて、第6号のところアからオがあって、その中で、第7号では、このような要求の仕方をされたら不当要求行為になるとする方が分かりやすいと思います。</p>
片桐会長	<p>いかがでしょうか。私も同感です。</p>
秋田委員	<p>このアからオは、不当要求行為に限ったことではないので、むしろ第6号の中にあつた方が分かりやすいと思います。</p>

片桐会長	そうすると、特定要求行為の方が狭くなるんですね。当初、狙っていた将来、不当要求行為につながり得るかもしれない可能性について、事前にみんなで情報共有して、どのように対応して、どのように解決しているのかということ、市の職務執行の体制として確保していこうという狙いからいうと、些細なことについても報告を挙げてほしいということが、アからオのように具体的にしてしまうと、アからオに該当しないので報告しなくてもよいと取られるのが嫌だということですよ。
事務局（米田）	そうですね。その狙いから、このような表現にもなってしまうと思います。
秋田委員	このアからオに当たらない特定要求行為というのが想定されているのですか。
事務局（米田）	行為者からすれば、はっきり言ってこない可能性もありますので、いろいろ突き詰めたらこの要求を通すために、あの手この手と手段を変えてくるものもあるでしょうね。
片桐会長	おっしゃるとおりだと思いますが、中身として特定要求行為とそう大して変わらないという説明だと、アからオ以外の要求行為があり得て、それは不当要求行為にならないのだと考えると話は通らないのではないですか。
事務局（米田）	そうなんです、今、具体的には思いつきませんが、例えば、ここにオの次にカがあって、カの行為については、どんな暴力的行為をしてもよいとは考えられないのかなと思います。
片桐会長	いや、暴力的行為になれば刑法犯ですからね。
事務局（米田）	まあ、そう言ってしまえば、そうなんです。では、先程おっしゃられたように第6号の下にアからオがある方がよいですか。
片桐会長	例えば、他市の状況を見れば、特定要求行為と不当要求行為の仕方と要求の中身の2つで絞りがかかっていると私も思います。そう考えると、やはり特定要求行為と不当要求行為は中身も違い、特定要求行為は中身も広いんだと考えると辻褃が合わないと思うんですが。
事務局（米田）	要求の内容についても違いがあるということですね。
片桐会長	そうです。 そういうことを考えると「著しく」の文言を入れておいて、中身についても絞っている意味があると思います。
事務局（澤井）	それは分かります。

片桐会長	問題はそういう戦略を執るかどうかだと思いますが。
事務局（米田）	もちろん、それは分かるのですが、減免の例で言えば、2割までは、特定で、全額減免の場合は、不当要求行為になるというのでは問題があると思います。
片桐会長	そのように考えてしまうと分かりにくいんだと思います。減免について、3割から10割の著しい内容を言ってくる、まあ、4割か5割か分かりませんが、例えば、「10割免除してください。」というのは、手段が社会的相当性を逸脱していないので、そもそも不当要求行為にならないでしょう。
事務局（米田）	ならないです。でも、逆に1割のために、逸脱したものが漏れてこないですか。
片桐会長	しかし、それは、例えば、俺の言うことが聞けないんだったら、こんな役所破壊してやるというのは、刑法犯ですよ。
事務局（米田）	暴力に及んだら、刑法犯になると思いますが、1割の減免を認めてもらうために、毎日面会を強要されるなど、いろいろな手段を使ってくる場合がありますので。
片桐会長	<p>それもやり過ぎると、業務妨害などが適用できるでしょう。問題は、不当要求行為だと特定して、場合によっては公表するなど進んでいく制度になっていますから、その部分でそのようなレッテルを張るのにふさわしいかどうかだと思います。市政の運営から見てこの人は、こんなことを要求しているということをはっきりさせる意味が、ただただ暴れているんだというのを市政の運営として言う意味があるのかどうかということを考えないといけないと思います。そういうことを考えると中身を絞る意味があるのかなと思います。他方で、おっしゃられるように手段がやはり決定的に重要なんだという考え方もあるんだと思います。おそらく他市さんはそういう考え方でなく、手段も中身もやはりちょっと区別しましょうということなんだろうと思います。</p> <p>いかがでしょうか。ここは市民委員の皆様の直感的な感覚、感想をお聞きしたいのですが、ただただ刑法犯、暴れているというのは当然警察のご厄介になると思いますが、それに加えてこういうことをやるということですが。</p>
横山委員	私は、片桐会長のご意見と同じで賛成しますが、特定要求行為が不当要求行為を含んだものというのがかえって分かりにくくなっていると思います。他市の例をみますと、旭川市や福知山市のように、不当要求行為というものを規定してあって、特定要求行為という言葉がないんですね。特定要求行為を規定している市もありますが、要は、特定要求行為を不当にするものが不当要求行為になるところもありますが、あえて特定要求行為を上げずに不当要求行為だけの方がよいと私は思います。その方がすっきりするんじゃないのかなと思います。市民としての意見ですが。

	<p>不当要求行為として暴力的行為等として冒頭に持ってくるなど、あるいは然るべき、きっちりと定義された方が分かりやすいのかなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>特定要求行為を無くしてしまうということですか。</p>
片桐会長	<p>それはちょっと、特定要求行為として認定されたものはまた別の処理として規定もありますので、特定要求行為はなんなんだというのは残さないといけないですね。2階建てにするとしてもどのような2階を作るのかということですが。</p>
横山委員	<p>そうですね、2階建てが分かりにくくしていると思います。</p>
片桐会長	<p>職員の方としては、志野委員はどう思われますか。</p>
志野委員	<p>やはり、特定要求行為は幅の広いものとして置いておいて、その中の手段として不当なものが、不当要求行為に該当して進んでいくという考えの方がよいと思います。</p>
秋田委員	<p>中身は同じでも、要求のやり方で判断するということですか。</p>
志野委員	<p>そうですね。そのように私は捉えていましたが。</p>
片桐会長	<p>どうですか、赤宗副会長。</p>
赤宗副会長	<p>このア、イ、ウ、エ、オと列挙されていますが、列挙の仕方は限定列挙されているような形なんですけど、実際読んでみると、全部ダブっているようなところが分かりにくくしているのかなと思います。全部含ませようとする、簡単で、最後のオでその他、他の者と有利又は不利に扱う特別の扱いをすることと入れてしまえば、全部含まれるんだと思います。やはり先程、どなたかおっしゃられたように第6号に入れてしまうか、手段だけで不当要求を判断するようにしてよいと思います。</p>
片桐会長	<p>宗田委員はどうですか。</p>
宗田委員	<p>私は、赤宗副会長のご意見、事務局案どちらでもよいと思っています。私はそれに関してこだわりはありません。論点がずれてしまうかもしれませんが、第7号の「正当な理由なく」とありますが、これでよいのですか。私は「正当な理由」があって、暴力的行為、社会的相当性を逸脱したものがあつたとき、事務局側は対処できないのかなと思います。正当な理由の有無に関わりなく、社会的に充分限度を逸脱したものがあつたときは、不当要求行為に該当するとしてよいと思います。</p>
片桐会長	<p>それは、呉市の不当要求行為の定義がそうになっていますね。正当な理由なくして</p>

	<p>次に掲げることを求める行為としてあって、大和高田市の条例素案と同じアからオまでがあつて、それとは別に、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為、それから、暴力的行為、どう喝、威嚇、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段等職員の公正な職務の遂行を妨げる行為となっていますね。</p> <p>宗田委員がおっしゃりたいのは、暴力的行為などはそれをやったらもうアウトだとする方がよいということですね。</p>
宗田委員	<p>そうですね。そのような行為をされる本人は、あくまで正当だと思ってやっている方はかなりの数がいると思います。自分では「正当な理由がある」と思っていますね。ですので、正当な理由の有無に関わりなくとしておいた方がいいのかなという気がします。</p>
片桐会長	<p>例えば、福知山市は特定要求行為の定義がありませんが、もっぱら、手段の話、不当要求行為を挙げておられますね。暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を強要する行為など、これは中身は何も問うてないですよ。特定要求行為が行政上の広い要求、主張などを拾うもので、手段が悪質なものに関しては、第7号で不当要求行為にする考え方としても、他の市と比べても、そんなに大きく変わらないし、その辺が落とし所ではないかなと思います。先程の事務局のご主張を聞いていると、やはり決定的には手段になってくるのですよね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。基本的には手段になると思います。</p>
事務局（澤井）	<p>先程、片桐会長から呉市の話がありましたが、呉市の場合は、正当な理由なくアからオまでの行為をすれば不当要求行為であるとしています。さらに職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為と暴力的行為などについては、正当な理由のあるなしに関係なく不当要求行為に該当するとしています。ですので、ア、イ、ウ、エ、オはあくまで正当な理由なく要求する行為という一つのグループに分けて、もう一つのグループとして職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為、三つ目のグループとして暴力的行為等の社会的相当性を逸脱する手段等職員の公正な職務の遂行を妨げる行為としています。私から見てもこちらの方が解釈、運用面で分かりやすいのかなと思いますので、呉市の規定の仕方に変えさせていただくということで検討させていただいてよろしいでしょうか。</p>
片桐会長	<p>いいえ、少し待ってください。私はそれもいいかなとも思いますが、そうなる「中身が少しおかし過ぎない」というのも不当要求行為としたいということなんです。要求の仕方が普通であっても、要求の内容がそれは少し言いすぎじゃないというものも不当要求行為にしたいということですか。</p>
事務局（澤井）	<p>それは程度の話になってきますね。</p>

片桐会長	呉市型ですと、それはそれで不当要求行為になるということになります。
事務局（米田）	要望の内容の度合いが高いものが不当要求行為になるということですね。ちょっと今、どういったものが想定されるのか思いつかないですけど。
片桐会長	逆にそれを入れる方が、不当要求行為が何なんだということがはっきりしないんじゃないのかなという気がします。それだったら手段が悪質なものが不当要求行為なんだとする方がよいと思います。
赤宗副会長	<p>正当な目的のところですが、一番怖いのは、市の方に何らかの落ち度があって、それに対して苦情を言いに来られると、その方のやり方が非常にきついやり方になってくるような場合が、一番、市にとって、職員さんにとって脅威となると思います。市に落ち度があるし、苦情に来るということは一応正当な目的があるということになると思いますので、そこで問題になってくるのが、要求の方法が社会通念上常識を逸脱しているかどうかかなんてでしょうが、そうすると正当な理由かどうかについてはそれほど強調する必要はないのかなと思います。それより請求の方法が社会通念上ちょっと非常識であるというところが一番のメインになってくると思います。</p> <p>逆に、例えば、私が何らかの税の減免を受けられるとして、2割しか減免を受けられないところを、少しお金がないからもう少し減免してくれと言ったところで、市の職員さんにとっては、公正な職務執行を害される危険性はあまりないように思います。だから、請求の内容が甚だしいかどうかというよりはむしろ、その請求の方法、対応の方が重要ということであれば、規定としてはややこしくなるので、内容の程度で判断する意味がどれだけあるのかなと思います。</p>
片桐会長	今の赤宗副会長のお話を聞いていて、逆に思ったのが、非常におっとりした口調で、法令違反をそそのかすのは、不当要求行為ではないのかと言われれば、それは不当要求行為になるような気もしますが、悩ましいところですね。
事務局（米田）	要求のレベルも入れてよいケースもひょっとしてあるのかなとも思います。
事務局（澤井）	呉市の場合は、公正な職務執行を妨害する行為と暴力行為は要求の仕方で規定し、それともう一つのグループの方は正当な理由なく、法令違反をさせる、職務執行すべきところをさせないなどの要求の内容で規定していますので、こちらには、やりわりと要求されるものも含まれますからこれでいけるのかなと思います。
片桐会長	やりわり言っているけれど、それは違法であるというのを不当要求行為に入れるかどうか、論点になると思います。そういったものどう扱うかですが。逆に市民の立場からすれば、条例の細かい部分なんて知らないわけですから自分が言っ

	<p>ていることが法令違反かどうかは分からないんだと思います。そもそも正当な理由があるかどうかはよく分からないというのも多いと思います。ですが、それを言ってしまうと最後、それは不当要求行為なんだと言われてしまう怖さというのもあると思います。</p> <p>ですので、不当要求行為の他に特定要求行為という2階建てにするのならば、不当要求行為の方は、若干狭められても、手段が悪質なんだとする方が市民の側からすれば、入口が広く構えられている関係から安心なのかなと思います。</p> <p>逆に市民感覚からすれば、暴力団のような言動ではなくても、静かに淡々とここにハンコを押してくれればいいんだというのものも、それは許せないというのもあると思います。</p> <p>多田委員どうでしょうか。</p>
多田委員	<p>ちょっと難しいですね。</p>
片桐会長	<p>ただただ記録が残るだけなんだ、記録を取っておくだけで十分なんだという考え方もあると思います。それから進んで、違法行為をそそのかしているものについては、どんな言い方であっても、再発しないように、ある種制裁的なものも含めて、やっては駄目ですと条例で決めた方がよいですよという方がいいですか。</p>
多田委員	<p>不当要求行為と知らずに、要求してきた方については、ちゃんと説明いただいて納得したものについては、不当要求行為にならないですよ。</p>
事務局（米田）	<p>はい、ならないです。</p>
片桐会長	<p>そこが正当な理由なくというところの解釈に関わってくるんでしょうね。</p>
事務局（米田）	<p>先程の赤宗副会長の話でもありましたが、市の何らかのミスを出してというのがありますので、市民からすれば、職員のミスがあれば、すぐそんな職員はクビだ、懲戒免職だとなるとと思いますが、それを求めたからといって、すぐ不当要求行為にならないです。その辺はある程度、市の方にミスがあるならば、ひょっとして、暴力行為に及んだとしても、先に市の職員が手を出していれば、正当防衛で私は殴ったんだというのがあれば、それが正当な理由になるかどうか分かりませんが、いいケースもあるのかもしれない。</p>
事務局（澤井）	<p>暴力行為等対策として今まで要綱を作っていましたが、その要綱が機能せず、今まで記録、報告がありません。今回、条例を制定して記録、報告、公表まで行きますので、そういうのがすくいあげやすいように正当な理由なくというのを入れて、機能させていきたいという思いもあって、手段だけでなく、内容も含めていきたいと思っています。</p>

片桐会長	特定要求行為になれば記録までいくんですよ。
事務局（澤井）	いきます。
片桐会長	そうすると、それプラス不当要求行為にするということは、制裁力を、公表するところまで視野に入れていくということですよ。
事務局（澤井）	はい、そうです。
片桐会長	その手のものは、公表すべきだと、不当要求行為については市としてきざんとした対応を執る姿勢を市民の皆様を示すべきなのか。いやいや、そんなこと言ってしまうと市役所に気軽に相談に行けなくなってしまうと考えるかの違いですが。横山委員どうですか。
横山委員	特定要求行為のうち、不当なものを不当要求行為にするという2段階にするということですが、ここは市民がこれを見て理解できる形にさせていただくことが重要だと思います。あまりここを専門的な用語で難解にしまうと非常に分かりにくいので、ここだけは簡潔な文書で分かりやすくしていただいた方がよいと思いますが、基本的にはこの原案で私は問題ないと思います。特定要求行為、不当要求行為を分けたというのは分かるのですが、ここをきちんと整理して市民に分かりやすくしていただければよいと思います。
事務局（米田）	そうですね。最終的には特定要求行為、不当要求行為の判断については、前回の会議で、「案4」の流れになりましたので、決定するのが第三者機関となりますので、第三者機関が判断できるものでなければなりません。条文上の「著しい」についてもどの程度のものなのかと聞かれたときに、答えられるようにしておかないといけません。はっきりさせておく必要がありますので、要求の内容が含まれているのか、手段だけでいくのかを決めておく方がよいと思います。もうどちらかということなら、手段だけでいくなら「著しい」を取った方がよいと思います。
片桐会長	それはそうですね。手段だけでいくなら、アからオも全部取った方がよいと思います。中身もというのであれば呉市型が一番良いのかなと思います。
事務局（米田）	では、中身も入れたときに、軽く大きな内容を言ったときも不当要求行為かと言われるとほとんどの場合そうではないですよ。ちょっとまけてよでなく、全部免除してよと言ったからとしても不当要求行為にならないですよ。
志野委員	普通はならないですね。2割のところを3割であろうが、10割であろうが、その人の経済状況でもって要求されているだけですから、10割だけ不当要求行為と

	は決めつけられないですよね。
片桐会長	あえて、呉市型でいって、アだけ落としてみませんか。確実に違法な公務執行を求めていることがない限りは不当要求行為にしないというのは、中身の切り分けをはっきりさせるために。
事務局（澤井）	そうですね。
片桐会長	ただそれが市民にとって分かりやすいのかどうか分かりませんが、「違法なことを求めてはいけませんよ。」という意味では分かりやすいと思います。
赤宗副会長	すぐご理解いただいたものについては、問題ないのでしょうか。
事務局（米田）	はい、そうですね。できないですと説明して納得していただいたものについては該当しません。
片桐会長	それならば、そう書いた方がいいんじゃないですか。職員が当該要求の実現が法令上困難であるということを説明しているにもかかわらず、要求を繰り返し求めると。そうなれば、前例のない素晴らしい条例になるんじゃないですか。その方が分かりやすいと思います。
事務局（澤井）	実際に何回説明しても繰り返し来られる方は多いです。
片桐会長	そのように実際に書いてしまうというのも1つの手だと思います。でも、他市の条例はそうになっていませんから、そうしないメリットがなにかしらあるんだろうと思います。
事務局（吉井）	繰り返し来なくても、市民の中には名前を言えば要求を聞いてもらえるのかなと思っている方がおられると思います。その方に対しては、呉市型の条文の方が抑制が効くと思います。
片桐会長	でも、それを不当要求行為と呼ぶかどうかという問題があると思います。例えば、「私は大学の先生なので、要求を聞いてほしい。」と来たときにこれを不当要求行為にするのか、特定要求行為に留めるのかというのが一番の問題だと思います。私の顔を立てて、何とかしてあげてほしいときた場合を、全部、不当要求行為にもっていきますか。
事務局（吉井）	それは、職員の責務になってくると思います。
事務局（米田）	職員は断らないといけません。誰が来ても。

片桐会長	<p>それは誰がやったって断らないといけませんが、その中で、「お前、私の言うことが聞けないのか。」と言うと不当要求行為になるのだとすると、手段をもって判断していることになると思います。</p> <p>顔でつないだものが全部、不当要求行為に該当するとちょっとやりにくくないですか。例えば、窓口の誰々さんは幼馴染みで、相談に行きやすいので相談に行くわと、〇〇ちゃんよろしく頼むわというのも引っ掛かってきませんか。</p> <p>この辺は市民感覚としてはどうなのでしょう。</p>
赤宗副会長	<p>条文を見ていると反復、継続するとか、しつこいとかそういう言葉が全然出てこないですね。</p>
事務局（澤井）	<p>その他社会的相当性を逸脱している行為に全て含めて解釈することになります。</p>
事務局（米田）	<p>「嫌がらせのように何度も電話がある。」「何度も面会を強要される。」「家に来られる。」「住所をしつこく聞かれる。」「家まで来られる。」となると不当要求行為に該当してくるのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>顔でつないで、幼馴染みだから何度も何度も1年中毎日面会に来られたら、社会的相当性を逸脱した行為になると思います。</p>
赤宗副会長	<p>しつこいとか、繰り返し何度もするという言葉自体は社会的相当性を逸脱という一足飛びに行くのではなくて、執拗であるとか、しつこいとかそういう行為自体を不当要求行為の要件にしてはどうですか。</p>
事務局（米田）	<p>確かに、規則委任して、規則で限定列挙するという方法もありますが、漏れてくる行為を突かれる可能性もあると思います。</p>
片桐会長	<p>嫌がらせは具体的に類型化できないですから、嫌なんですよね。逆にそれでなかったら嫌がらせしてもよいのかと言われればそうですから。</p>
事務局（米田）	<p>何項目も書くという手もあるんですが、繰り返すというのも何回まではOKなのかという難しい問題がありますので、第三者機関の方でここまで行けば社会的相当性を逸脱しているであろうとご審議いただいて、不当要求行為という認定を受ければ、まず、文書をもって警告して、それでも止めないものについては、最終公表という手段もありますよということを考えています。</p>
赤宗副会長	<p>「執拗に繰り返す」などの文言を私は入れておいた方がよいと思います。入れようと思えば簡単に入れますし、他のも入っているのですから。</p> <p>ストーカーの規制についても、以前は規制はできないと言われていましたが、今</p>

	<p>ではそれなりの規制があります。付きまといとか、1個1個はそうではなくても、全体として見ればずっと付きまといわれているという判断になるわけです。入っていた方が市民の感覚からすれば、分かりやすいと思います。しつこいものがいきなりジャンプアップしてその他社会的相当性を逸脱した手段によりというのが要件になるよりはよいと思います。</p>
横山委員	<p>例えば、アからオの下に具体的な行為として以下のようなものが挙げらるとして、執拗に繰り返すとか、付きまとうとか、暴言を発するなどいくつか例として提示しておけば、市民側からすれば、一つの目安として、このような行為をしてはいけないのかなと分かりやすいと思います。</p>
片桐会長	<p>そのように例示列举するとしても、数に限りがありますので、例えば、「暴力的行為」「どう喝」「威嚇」「乱暴な言動」ときて、「付きまとい」となるとすごく差がありますよね。</p>
多田委員	<p>今は、そのような行為があった場合はどのような対応をされているのですか。</p>
事務局（米田）	<p>各課内、それぞれの所属内での対応になっていると思います。課によっても多い少ないもあると思います。</p>
横山委員	<p>これまでは、組織としての記録は残っていないというお話でしたのでそこは盲点になっていると思います。</p>
片桐会長	<p>時間もだいぶ押していますので、論点をまとめたいと思います。</p> <p>不当要求行為は特定要求行為に比べて手段がひどいものなのか、手段がひどくなくても中身がひどいというのも含むのかというのが一つと、おそらく皆さんは手段がひどいものについては不当要求行為であるという認識でご一致されていると思いますが、手段がひどいというのをどう決めるのかというところが赤宗副会長のご意見が関わっているのだと思います。例示列举するというのであれば、ある程度、例示したものを用意していただいた方がよいのかなと思いますが、問題は中身がひどいものについては、どうするかですが。時間もありませんので、皆さんに挙手でお聞きしたいのですが、中身がひどいものについてもやはり不当要求行為なのではないかというお考えの方はどのくらいおられますか。逆に、中身についてはやはり特定要求行為で対処する方がよいのではないかと思われる方はどうですか。</p> <p>真っ二つに分かれましたね。私は、他市とは少し違うのかもしれませんが、中身については、特定要求行為で対応する方がよいと思います。そこで踏ん張りきれなくて、違法な行為をするのは市民の責任ではなく、職員側の責任ではないのかなと思います。なのでそういうものが発覚すればむしろ公益通報で対応すればよいと思いますがいかがでしょうか。もちろん特定要求行為として記録が残っているわけです。で、かつ、そういうことをしてしまったんだということであるならば、職員の</p>

	<p>側が異常な要求行為をさせたんだと、唆しているという責任があるんだと思います。</p>
赤宗副会長	<p>非常に分かりやすいですね。不当要求行為までいけば、それは市民だけが悪を実現したんだということになります。</p>
片桐会長	<p>私の個人的な見解ですが、中身については不当要求行為として特段定めなくて、手段が相当性を欠くものであると。タイプでいうと、福知山市や長浜市のタイプですね。どちらかというとならぬ長浜市タイプが私の考えに近いですね。もう少し特定要求行為の幅を広く定義したいということであればアからカまでの項目を広げるかですが。</p>
事務局（澤井）	<p>長浜市の場合ですと、第10号で不当要求行為の手段を定義し、前の第9号の特定要求行為で中身、内容を規定されていますので、私はこの案には賛成です。</p>
片桐会長	<p>こちらの方が市民に分かりやすいのかなと思いますね。次回との関係もありますし、呉市タイプと長浜市タイプの2案ありますが、ここで決を採る方がよろしいですか。</p> <p>中身の規定に関して、この修正案の7号から外して、第6号に入れるかこのまま包括的な規定に残すかは事務局に任ずとして、不当要求行為に関しては手段がひどいという場合に特定する、要するに長浜市タイプ、これをA案とします。</p> <p>呉市タイプのように、不当要求行為は、中身のひどいものについても、手段がひどくなくても該当されるという案をB案とします。</p> <p>それではA案が良いと思う方は挙手をお願いします。では、B案が良いと思う方は挙手をお願いします。（決を執る。）</p> <p>それでは、A案と言うことで決定します。</p> <p>だいぶ長丁場となりましたが、これで第6条まで終わったということで、次は、第7条の審査会を飛ばして、先に第8条から第11条までの公益通報制度についてご説明をお願いします。</p>
事務局（吉井）	<p>はい。</p> <div data-bbox="384 1592 1422 1980" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(公益通報)</p> <p>第8条 職員等は、通報の必要があるときは、規則に定める方法により、市長が規則で定める者（以下「通報受付者」という。）又は審査会に対し、通報することができる。</p> <p>2 職員等は、通報する場合は、原則として実名により誠実に言い、この制度を濫用してはならないものとし、やむを得ず匿名により通報する場合には、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。</p> </div> <p>【趣旨】</p> <p>この条は、公益通報窓口を定めるとともに、公益通報は、その結果によっては</p>

被通報者の権利に大きく影響を及ぼすものであることから、制度の濫用を防ぐため誠実な通報を行うことを規定している。

【解説】

＜第1項関係＞

通報方法及び通報窓口（市長が規則で定める者又は審査会）を規定する。「規則に定める方法」「市長が規則で定める者」については、規則（案）第4条及び第5条で次のとおり定めることを予定している。

（規則で定める者）
第4条 条例第8条第1項の市長が規則で定める者は、企画政策部人事課長とする。
（公益通報の方法）
第5条 通報は、公益通報書（様式第1号）により、通報受付者又は大和高田市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に提出して行うものとする。ただし、通報受付者又は審査会があらかじめ本文に規定される方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。
2 通報受付者は、通報を受け付けたときは、審査会に対し、遅滞なく通知しなければならない。
（大和高田市における公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）施行規則案）

＜第2項関係＞

制度の濫用を防ぐため、公益通報を行おうとする職員等は、できる限り確実な資料に基づき、誠実な態度をもって行うよう求められる。また、円滑な調査実施や通報者の保護を図るのに必要な措置を執るため、実名による通報を原則としている。ただし、公益通報制度の目的は、違法、不当な行政行為の早期発見、是正であるため、通報事実が確実にあると信ずるのに相当な根拠を示せる場合においては匿名でもできることとしている。

虚偽や不当な目的による通報行為は、その通報を行った者は本条例により保護されず、また、守秘義務違反や名誉き損罪に該当する可能性もある。

ここに関連して第2条第5号の「公益通報」についてもお願いします。

はい。

（5） 公益通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料することについて通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

【解説】

1 この条例に基づく「公益通報」は、あくまで本市の事務や事業の適正化に資するという公益を目的として行われるものであって、職員個人の公務外の非違行為に関する通報や、他人に損害を与えることを目的とするものは含まれない。「思料する」とは、思いはかるといった意味であるが、単に思い、考えただけでなく、ある程度の根拠をもって公益を害する事実であると考え得る程度のことが必要と

片桐会長

事務局（吉井）

なる。

- 2 先進他市においては、公益通報者保護法の守備範囲である「法令違反」に加えて「条例等違反」を規定してその範囲としている市がもっとも多い。これに加えて「職員等の職務に係る倫理に反する行為（甲賀市）」、「その他社会的相当性を逸脱していることと認められる行為（滝川市）」、「その他の不当な行為（福知山市）」を対象としている市などがある。

本市においては、公益通報者保護法の守備範囲である「法令違反」に加えて「条例等違反」を規定する。

- 3 定義名について、既に施行済みの公益通報者保護法による「公益通報」とこの条例による「通報」の守備範囲が異なることから、あえて「公益目的通報」という語で両者を区別している団体もある。（生駒市、滝川市、福知山市、新潟市）
「不作為」とは、ある行為をしないこと又はすべきであるにもかかわらずしないことをいう。

片桐会長

はい。23ページの細かい字の部分はどうか。ご説明された方よろしいですか。

事務局（吉井）

ここは、少しまとめてあるものでありますので、まずは条文の方を説明させていただきたいと思います。

（不利益取扱いの禁止等）

第9条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、公益通報者（以下「通報者」という。）に対して通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

- 2 通報者は、通報したことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときには、通報受付け又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、通報者がそれ以後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

- 3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

【趣旨】

違法、不当な行政行為は許されるものではなく、本市における法令遵守を確保し、市民の生命、身体、財産、生活環境への侵害を防止していく観点から、公益のために通報する行為は、正当な行為として保護されるべきと考えられる。このことから通報を理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを保障するとともに、通報者が特定される情報を公開しないことを規定した。

なお、本市職員は、地方公務員法等においても身分保障や懲戒事由が法定されていることから、公益通報したことを理由として免職その他の不利益な取扱いを受けることはないものと考えられるが、こうした趣旨をより明確化するために本条に改めて規定するとともに、通報者が特定される情報の公開を行わない旨を規定している。

【解説】

＜第1項関係＞

この規定によって公益通報を行った職員は保護されるが、第2条第5号ただし書の規定により、ひぼう中傷等不正な意図又は感情をもって公益通報を行った職員は保護の対象とされず、場合によっては懲戒処分の対象となることもあり得る。

通報内容の客観的真實性は公益通報であるための要件としていないが、審査会の調査において不正な意図又は感情をもって行われた通報であると認められた場合には、通報者は保護されない。「不利益な取扱い」とは、通報者が市職員である場合、当該職員にとって不利益となる身分上及び勤務条件上の行政処分のほか、法律上の効果を有しない事実行為であって当該職員にとって不利益になるもの、例えば、重要な職務から排除する、必要な情報を与えないといった行為も含まれる。また、通報者が受託者等の従事者である場合は、市長等が市の業務から当該通報者を排除するよう当該事業者に求めることなどが不利益取扱いに該当する。

＜第2項関係＞

通報後に受けた不利益取扱いは公益通報を行ったことを理由としてなされたものと推定されるため、そうではないことの立証責任は、市長を始めとする任命権者の側にある。

なお、通報者が市職員である場合、不利益取扱いに関する審査会への通報は、公平委員会への申立てを妨げない。

＜第3項関係＞

通報者の保護のため、通報者が特定されるおそれがある情報（氏名、メールアドレス、電話番号、所属、性別、年齢なども含む。）は、非公開とする。

片桐会長

はい。とりあえず、この先は審査会の規定になっていると思いますのでここで一旦区切りましょうか。それともう一つだけ「職員等」というのは今初めて出てきましたので第2条第2項の説明もお願いします。

事務局（吉井）

はい。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者

オ アからエまでに掲げる者であった者

【解説】

1 「職員等」の定義内容については、

アについては、第1号に掲げる職員をいう。

イに規定する「市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）」とは、個人か法人、団体等かの別にかかわらず、一般の工事請負契約や清掃などの継続的な役務提供契約、物品売買契約、顧問契約、賃貸借契約等のすべての契約を締結している者をいい、その契約が有償か無償か、一定期間継続するものか一度限りのものか等の態様を問わない。

「当該契約に基づく事業に従事する者」とは、これらの契約を基にした事業に従事する者のほか、公共工事等における下請事業者などの市と直接の契約関係にない事業者には雇用されている者についても、「受託者が行う契約に基づく事業」に従事している場合は、通報できる者に含まれることになる。（※参考 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）においては、下請事業者は制度の対象外）

ウに規定する「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）」とは、私法上の契約によらず、指定管理者の指定の議決を経て公の施設の管理を行うものをいい、本来、市が行うべき事務又は事業を受託者と同様に執行するものであることからその対象とするものである。

エに規定する「市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）」とは、独立した法人として自主性・独立性を有しているが、市の人的・金銭的関与の関係上、公的性格の高い法人として、市政運営の一部を分担しているともいうべき法人をいい、具体的には公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第6号）第2条第1項各号に掲げる団体又は法人を指す。

オに規定する「アからエまでに掲げる者であった者」とは、公益目的通報を行う時点において、アからエまでに該当しないが、過去においてその立場にあった者をいう。

これらの者については、労働契約関係が終了しているため、通常は、元雇用元の事業者などから不利益な取扱いを受けることはないところだが、元雇用元の事業者などから退職金を支給されている場合に、公益目的通報をした場合の不利益取扱いとして、退職金を減額・没収されることが考えられ、このような取扱いから保護するとともに、法令違反等の事実を明らかにする機会をより広く確保し、公正な職務の執行を確保するため、通報ができる者に含めたものである。

片桐会長

はい、ありがとうございます。公益通報の制度ですけれど、一番最初の制度全体の議論をしたときには、あまり大きな論点はなかったかと思います。職員さんが何か違法な行為をされている場合に通報することができる。今、流行の内部通報制度になるとは思いますが、読み上げていただいた第8条、第9条で、誰がどのように通

	<p>報できるのかというのを定めたのが第8条、通報した人がその後で困ったことにならないように保護する規定が第9条で定められています。これに伴って、公益通報とは何か、通報できるものが職員等となっていますが、その職員等というのが定められているのが第2条第2号と第5号になるわけです。少し行ったり来たりして大変分かりにくいかと思いますが、公益通報に関して第10条、第11条で、もし、通報があったときにどうするのかという規定がこの後のところなると思いますが、通報を誰が審査するのかということについては、不当要求行為を審査する公正職務審査会が合わせて行うということになっています。とりあえず、第8条、第9条関係、第2条第2号と第5号について議論したいと思います。</p> <p>市民の側からすれば、ちゃんとやってくれよと思う反面、職員の方からすればこれで大丈夫という不安があると思いますので、職員の委員さんからもご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、事実の確認なんですが、第2条第2号の定義にある職員以外の方について、どういった方なのかということを具体的に教えていただけると分かりやすいのですが、例えばイの受託者が行う当該契約に基づく事業に従事する者とはどのような方がいらっしゃいますか。</p>
事務局（米田）	<p>コンピュータシステムを導入していますので、電算会社の職員さんなど、パソコンの管理をされている方や、電話交換手などは、派遣で来ていただいておりますのでそういった方々が該当します。</p>
片桐会長	<p>エの出資団体等が行う事業に従事する者とはどういった方になりますか。</p>
事務局（澤井）	<p>土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターの職員になります。</p>
片桐会長	<p>なるほど、そういった方を具体的に言っていただくと分かりやすいですね。その方々は違法行為を見つけたら、通報することができるということですね。そのOBさんもできるというわけですね。</p> <p>それともう一つ、これも確認なんですが、第2条第5号の公益通報ですが、これは条例等違反も含まれるとありますが、どこをどのように読めばそうなるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>10ページの第4号で「法令」を定義しております。</p>
片桐会長	<p>なるほど。</p>
事務局（米田）	<p>普通、法令と一般的に言いますと、法律と政令、府省令までとなりますが、第4号で法令とは「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則その他の規程をいう。」と広く定義しておりますので、法令違反の中には、この条例上、条例、規則その他の規程違反も含まれてきます。</p>

片桐会長	<p>第2条第4号で法令と書いてある場合は、このように読みなさいと書いてあるのでそういうことになりますね。あともう一つ「思料」という言葉は一般的に馴染みのない言葉だと思います。又、それが独特のニュアンス、意味が込められているようですが、市民委員の皆様はこの「思料」という言葉についてはどうですか。</p>
横山委員	<p>私は提案で掲げさせていただいたのですが、この「思料する」という言葉は官庁的な、役所的な言葉だと思います。一般市民からすると非常に分かりにくいので、ここは「思料する」を取って、「まさに生じようとしていることについて通報することをいう」とした方がいいと思います。それとこれも先日申し上げたことですが、2行目に「不作為を含む」となっていますが、この「不作為」についても非常に分かりにくい言葉ですので、この2つを何とかしていただけないかなというのが私の希望です。</p>
片桐会長	<p>そうですね。入口の段階で根拠がないと通報自体ができないとおっしゃりたいのかなと思いますが、何とかならないですかね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。「思料」に関しては、おっしゃるとおり除いてもいいと思います。それと以前に宗田委員の方からも「まさに」についても一度、ご指摘ありましたが、この生じる瞬間までできないのかと言わると、そうではありませんので、「生じて、又は生じようとしている旨を通報すること」でもよいのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>もし、根拠がない通報が駄目であるならば、「ただし書」で付け加えてもよいのではないですか。相当の根拠がない場合を除くのだと。全く「思料」の「料」に意味がないのであればそれでいいんですが。あるいは、「思う」に「旨を」に根拠を持ってそれを立証しなさいという意味を込められると言われるのであるならば、別にいいんですが、もし、その意味を残したいというのであるならば、ただし書の方にそれを入れるというのが考えられますが、別に入口の段階では配慮しなくて、審査の段階で根拠がなかったねということで棄却するのであるならばそれでいいんですが。わざわざ「思料する」と書いてあるのは、「ある程度の根拠をもって」通報しなさいということのニュアンスであるというご説明でしたので。</p> <p>根拠をもってをどう考えるかですが、ただただ思うというのであれば根拠がなくても思うということはあると思いますよ。</p> <p>それで通報されることに不都合があるということであれば、ただし書を追加すればよいと思います。その辺も含めてもう一度、議論していただけたらと思います。</p>
事務局（澤井）	<p>公益通報者保護法の方でも「思料する」と書いてなくて、「まさに生じようとする旨を」と書いてありますので、法律に合わせて、そうさせていただきたいと思いません。</p>
片桐会長	<p>そうですね。それでは法律に合わせましょうか。他に第2条第5号までで何か他</p>

<p>横山委員</p>	<p>にありませんか。</p> <p>一つ質問としてお聞きしたいのですが、他市の例を見ましても、公益通報について規定しているところとしていないところがありますが、この公益通報というのは、市民の目から見ますと、職員の方が適正に職務を行うための内部規律のような感じがします。ここでは市民との直接の関わりというよりは、市の職員が内部規律として定めれば、あえてここに定義する必要がないんじゃないですか。定義することによって、これをどのように通報するとか、通報の仕方、通報者の保護、さらには審査会での審議ですとか、いろんな複雑な業務、行為が伴ってきますので、これはむしろ市役所の内部規律として定め、条例にあえて規定する必要がないと私は思います。これは私の個人的な意見ですが。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>ご指摘のとおり、内部問題としてやることも十分可能だと思いますが、一つは公益通報した者が不遇を被ることがあるわけですよね。それをやったらいけませんよというのをきっちり決めておかないと、通報すること自体無くなってしまいます。それを内部規律でやって、ちゃんとやりますとして、果たしてできるのかというところできないんじゃないかというふうにも考えられます。これも最近の流行で、なんでも流行に乗るのもどうかという議論もありますが、やはりそういうことも含めて考えたら条例できっちり決めた方がよいのだろうというのが今の流行なんだろうと思います。何十年も内部規律でやってみたらと言ってきたんですが、どうしてもうまくいかないんですよね。そういうことで事務局側もこのような条例を作りたいということだと思います。ある種、恥ずかしい話ではありますよね。組織としてこのようなことをしないと、誰か冷や飯を食わされることがあるかもしれないと言っているに等しいですし、入れれば入れるほど、分かりにくくなりますから、難しいところはあります。</p>
<p>横山委員</p>	<p>今回、公益通報制度をこの条例に入れていくということですが、ここに書いておられることはよく分かるのですが、市役所として本当に入れる必要があるのか。また、どのような観点で入れるのかををご説明いただきたい。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>この条例を作る発端としては、やはり不当な要求に屈してしまったとか、市に大きな不正があったときなど、再発防止のため、それを是正するためにこのような条例を作るものだと思います。その再発防止制度の中に、不当要求行為対策とこの公益通報制度があると。これがあつたら、ここまでの不正にならなかったんではというのもやはりあるかと思しますので、今回、大原則の倫理規範をまず定めて、第1回の会議でもご説明しましたが、柱となる制度の1つとして、今までになかった公益通報制度をきちんと確立して、不当要求行為対策をきちんと確立して、最終的には公正な職務の執行を図るというものですので、できたらこのまま規定させていただきたいのです。もちろんこのような制度がなくても、きちんとできていなければいけません。公益通報は今までにない制度ですので、また通報は、第三者機関へ</p>

	<p>通報するというので、説明では飛ばしましたが第7条の公正職務審査会へ通報するとしておりますので、その上でもこの条例の中で明記させていただく方が分かりやすいと思います。</p>
<p>横山委員</p>	<p>市民の立場からしますと、このようにきっちり規定していただくことは、非常にはっきりして分かりやすいのですが、別の言い方をしますと、以前も言いましたが、「仏を作って魂を入れず」という形で、作ってみたものの、実態は全然動かないとなりますと、かえってこの条文に振り回されることになってしまう気がしないでもないです。そういった意味では、作るとしても簡潔で分かりやすい形にさせていただく方がいいと思います。あまり細かく規定してしまいますと動きがとれなくなってしまうのかなと思います。市役所内部のことですがそのような危惧があります。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>OBさんまで含むとなると、割と通報できる人が多いんじゃないかと思えますけどね。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>そうですね。しかし、OBの方が通報していただきやすいのかなと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>どうでしょうか。公益通報全体の意見について、他になれば、次にいきたいと思いますが、どうですか。</p>
<p>宗田委員</p>	<p>一ついいですか。第2条第5号のところの「まさに」のところですが、「又はまさに生じる可能性があると思料することについて通報すること」と「可能性」をいれてほしいんです。生じる可能性50%、生じない可能性50%のときに別に通報しなくてもよいと読めてしまいますよね。結果として損害が生じてしまったときに、条例上は生じる可能性だけだったら、別に通報しなくて問題なかったんですという話になったら、それこそ制度自体があまり機能しないのかなと思います。可能性があったのなら、上に上げてそれで受付先が対処を考えればよいのかなと私は思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>可能性と言ってしまうと根拠がないと通報できないという関係から難しくなってくるのかなと思います。むしろこの「まさに」というのは、時間的な問題で、100年後に起こるかもしれないのではなくて、今日明日中にも起こるかもしれないというのが「まさに」になってくると思います。別に今日明日中に限る必要はないでしょうということが、「まさに」を取ることの趣旨だと思います。起こるかもしれないということの可能性というのは未来のことである以上は、立証しなければならぬので、そういう意味では「可能性」とあえていうことの意味がどこにあるのかなと思います。「まさに」を取るだけではいけませんか。</p>
<p>宗田委員</p>	<p>立証との問題ですか。私は全体論として第5条は「可能性」に変えて、第8条では「職員等は、通報する必要があるときは、通報しなければならない。」と「しな</p>

	<p>ければならない。」としてできるだけ通報が上に上がるようにして、第8条第2項でも、「匿名により通報する場合には、事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。」ところを、例えば「匿名により通報する場合には、その具体的な理由を示さなければならない。」などに変えて、レベルを下げていって通報自体しやすいようにする方が全体として機能するのかなと思います。その上で次の条で、通報した者の保護をもう少し手厚くすることで均衡をとる。その方が実効性のある制度になるのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>確かに、入口をどうするのかというのは難しい問題で、通報のできる範囲を狭くすると、通報しなくなっていくと思います。通報する段階と、実際の違法行為が行われていると判断する段階の2段階あると思います。例えば、警察の場合で考えてみると、何か困ったことがあったときは110番しなさいよと。警察を呼ぶときは確実に犯人が分かっているときでなければ、駄目なんだというふうにいうときとで、警察をどの程度利用するのが変わってくるんだと思います。どの辺を落とし所として考えるのかというのが難しい問題です。119番でもちょっと痛いところがあれば呼んだ方がいいよになると、どんどん救急車が出払って、本当に必要な方、必要なときに人が助けられなくなる。だけれどもだらだら血が流れてても、それが重病だと分からない限りは119番しないでねとなれば、そのまま死んでしまうかもしれません。この辺のバランスをどう考えるかですね。</p> <p>宗田委員は、もう少し通報できる人を広く構えておいて、中でちゃんと審査するのだからそのときにあなた駄目だったよねとなったときに、ちゃんと保護するというお考えだと思います。</p>
宗田委員	<p>不当要求行為は市民をかなり縛っていますよね。それとのバランス上、やはり市役所内部も違法行為があれば通報しなければならないとしておかないと、バランスが取れないと思います。市役所内部は見て見ぬふりをしてOKですまでは、なんとなく説得できないのかなという気がします。そうは言っても市役所内部が無茶苦茶なことにはならないと私は思います。</p>
事務局（米田）	<p>基本的には、違法行為、不正を見つけたら、通報はしていただきたい、しなければならぬとしたいところではあるのですが。</p>
多田委員	<p>組織内ですので、普通そういうおかしなことがあれば、まず上司等と相談しますよね。そうではなく、ぱっと外部に密告みたいに、通報するんですか。</p>
事務局（米田）	<p>組織的な不正や、組織的な揉み消しを自分だけが気づいたり、内部の不正は内部へ言えない場合がありますので。</p>
片桐会長	<p>あるいは出世できないとか次の人事で不本意なところへ異動させられるといったことを考えれば、なかなか言えないという人もいるんじゃないかということだ思い</p>

	<p>ます。</p> <p>例えば、公益通報制度があり、山林の伐採があつて、これが違法であつて通報があつた場合は、山林の伐採は止まるんですか。それとも山林の伐採は継続するけど違法かどうかの調査が入るんですか。</p>
事務局（米田）	<p>山林の伐採が違法であつて、職員がやっている場合ですか。</p> <p>まずは事実確認だと思います。</p>
片桐会長	<p>その場合に、なんらかの処分がありますよね。処分をする時の手前で、違法なことをやっていることが分かって、通報があつたとき、それに調査を入れましようとなつたときに、その処分は止まるのですか、止まらないのですか。</p>
事務局（米田）	<p>事実があるならば、止めにかかるでしょう。不正が行われていたら、止める。行われる寸前なら、その前に止めにかかると思います。</p>
片桐会長	<p>例えば、「明日処分を出すんだけど、夜中に通報が入りました。」というときはどうでしょう。例えば、「運転免許試験場で12時くらいに合格発表があるんだけど、11時50分くらいにカンニングしていたよ。」という通報があつた場合、その人には免許証を渡さないんですか。</p>
事務局（米田）	<p>それは出しますよね。</p>
片桐会長	<p>そうですね。もし止めるとすると、疑いのレベルでどんどん上がって止めてしまうと行政運営が止まってしまうですね。その辺の部分をどのように考えておられるのかとも関係してきますので、普通、行政処分というのは、次から次へと行政は対応していかなければいけないので、取り消したり、止めたりする期間がものすごく短く設定されているんですね。市民から見ればすごく使いにくいんですが。</p>
多田委員	<p>鳥取県には公益通報は書いてないですね。</p>
事務局（米田）	<p>鳥取県のは「指針」なので。</p>
多田委員	<p>これを奨励するのもおかしいですね。</p>
片桐会長	<p>やるんだということなんでしょうから、やるとして、どの程度通報が上がってくるのかを許容するかというところだと思いますけど、審査会はどう審査するのか、審査能力がどれくらいあるのかというのも重要ですが、行政の全体的な職務の執行の観点から見て、どの程度それを許容するのか。なんかちょっとおかしいというのまで目安箱的に投書がある形までいくのか。</p>

事務局（米田）	そこまでは考えていません。やはりある程度の根拠がないと。これは全て第三者機関の審査会で審議していただきますので。ある意味市の内部で聞かない方がよいであろうというもの、内部通報として、職員の不正、ひいては市全体でやっている不正、市長、大和高田市の不正というのも考えていましたので、これがあんまり思っただけでどんどん来るのも対応しきれないのかなと思います。
片桐会長	そうすると、ある程度根拠があることが、入口の段階で要求せざるを得ないわけですね。
事務局（米田）	そうですね。ある程度の根拠があつて、電話一本でできるというものではなくて、文書で確実に届けていただきます。匿名も認めたのですが、基本的には通報者は実名で、お話も聞けて、それが事実かどうかを外部機関で審査していただきたいのです。不当要求行為にも関係しますので、万が一、要求を受け入れた職員がいれば通報対象に当たるとしています。
多田委員	通報を審査するメンバーについては、長浜市や天理市などは、副市長や教育委員など内部委員になっていますね。
事務局（米田）	基本的には、内部通報制度は外部へ通報されていると思います。大和高田市の不正を大和高田市へしたのでは、ちょっと意味がないと思います。
多田委員	そうですが、何例かそういう団体がありましたよ。
事務局（米田）	そうさせている市もあるのかもしれませんが。
片桐会長	多田委員はそうした方がよいということですか。
多田委員	何で2つに分かれているのかなと思いましたので。この市は委員長が副市長で、委員が教育委員長、上下水道部長、総務部長などになっていますので、やはり市の中の問題なので、まずは市の一番トップへ通報を上げるパターンと、いきなり外部へポーンといくよりも内部の中で対応する方がいいのではないですか。
片桐会長	では、市長やトップが不正している場合はどうしましょう。何も分からなくなりますよね。ですので、やはり第三者機関の方がいいんだと思います。
事務局（米田）	不正のレベルにもよるかもしれませんが、職員の不正であれば、人事課などに、あの人はこんなことをしていますよというのは現状でもあると思います。
多田委員	市長のレベルになれば、市議会とか別の仕組みがあるんじゃないですか。ですので、やはり市の中の職員の不正に対するものなのかなと思ったんですが。

片桐会長	大和高田市の場合は、市長も含むとしていますので、第三者機関を置くというのも一利あると思います。
横山委員	一ついいですが、初歩的な質問で恐縮なんですけど、公益通報の場合、市民は通報できる対象になっていないのですか。
事務局（米田）	そうですね、内部通報制度を考えていますので、対象にしていません。
横山委員	例えば、市民から見ると、明らかに市役所の職員がやっていることがおかしいという場合は通報できないのですか。
事務局（澤井）	それにつきましては、別の制度がありまして、広報情報課で受け付けています。
片桐会長	もう一つは、不正を誰が一番知り得るのかという考え方があるんだと思います。どうしても市民から見れば市役所の内部のことは分かりにくいので、誰に通報させるのが一番いいのかというと、やはり市役所の中にいる人なんだと思います。
横山委員	分かりました。
事務局（澤井）	公益通報制度は三本柱の一つとして、既にやっていくという方向で公表などしておりますので、この制度は必ず創設したいと考えています。通報があった事実については審査会の方でも調査審査していただけます。「まさに生じようとしているとき」と公益通報保護法と同じ表現を用いているんですけども、先程、片桐会長がおっしゃられたように本当に近い将来生じるものを対象とさせていただきたいです。「可能性」という言葉も出ていましたが、「可能性」というと割といろいろな事務で考えられることがありますので、今、すぐにでも生じようとしている事実を対象とするということで考えさせていただきたいと思います。
片桐会長	そうですね。大和高田市の場合はないですが、例えば原発を設置しようとする、そこで何かが起こるかもしれない。というのも可能性になってきますので、遠い将来事故が起こるかもしれないというのも全部公益通報で上がってきたときにどれに優先順位をつけて解決していくのかというのが分からなくなってしまうというのはご指摘のとおりだと思います。他方で「まさに」まで絞る必要があるのかというのもありますし、相当の根拠を持たなければならないまで絞るという論点もあると思います。ただ、通常、公益通報制度は、それぐらい絞って、むしろ情報を厳選して、特定の摘発する、つぶしていくという仕組みであるということも事実だと思います。
赤宗副会長	おそらく、イメージとしては審査会へ直接何らかの通報があると、審査員が通報

	<p>者の話を聞くとと思いますが、ある程度根拠がないと、審査会としても事件性が無いという形になると思います。一緒だと思いますが、入口の段階でなんの根拠も無いと、結局審査会で止まってしまうので、審査会が動くだけの根拠は少なくとも必要なのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>根拠が確実にいる場合は、匿名通報の場合ですよね。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。匿名で通報されると、誰に確認を取っていいのかが分からなくなりますので。匿名の場合は、必ず根拠がないとただ言っているだけになってしまいますので。</p>
片桐会長	<p>先程も言いましたが「思料する」を「旨とする」に変えてしまうと、実名通報の場合は特段根拠がいらなくなりますよね。「私が生き証人だ」ということで通ることですよね。そう考えると宗田委員のお考えのものとそれほど大きく変わらないと思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。実名の場合は、確認できますからね。</p>
片桐会長	<p>そうですね。私もその方がいいと思います。少し広げた方がよいと思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。「思料する」を取っても問題ないです。</p>
片桐会長	<p>それと狭くなっているのは、匿名通報の場合ですね。匿名通報については、事務局がおっしゃるとおり、誰をどう保護していいのかも分かりませんよね。ある程度根拠がいるということになりますね。</p> <p>第8条第2項に関してですが「やむを得ず匿名により通報する場合は、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合」ですよね。だったら、「ただし、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合は、匿名によって通報できる。」としてはいけませんか。</p>
事務局（澤井）	<p>匿名により通報を受け付ける場合の要件を書くということですか。</p>
片桐会長	<p>その場合でしか、匿名通報は受け付けないのでしょうか。というかそれだけなんですよね。匿名通報できる、できないかの要件がそれだけならば、「やむを得ず」というふうに分段何かあるかのように見せる意味がないのではと思います。</p>
事務局（米田）	<p>それでも問題はないですが、基本的に匿名の通報は原則認めていないことを言いたかったのが、「やむを得ず」の表現になっているのです。基本は、実名で通報してくださいと言いたかったのです。</p>

片桐会長	それであるならば、「やむを得ない理由がある場合に」と別段に要件を足してみたらどうですか。その方が分かりやすいと思います。
事務局（米田）	そうですね。この辺はあまり意味が変わらないのであれば、それであってもいいですが。
片桐会長	そうではないですよ。というのは、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠がある場合で、だけれども、実名通報でもできるはずだと判断された場合は、審査会は審査に入らないということになりますよね。「やむを得ず」に意味があるなら。
赤宗副会長	あったときは、審査しないというのかなり勇気がいりますよね。
片桐会長	いますけど、硬直的に運用するならそういうこともありえますよね。そうでないのであるならば、そういうふうにした方がいいんじゃないですか。
事務局（米田）	事実、根拠があつたら、初めから匿名を認めるとですか。
多田委員	匿名の方がたいぶ通報しやすいでしょうね。
事務局（米田）	通報しやすいですが、事実があると判断するのは、根拠を示すのは自分ですから、自分では示せたと思っていても実際にはどうなのでしょう。審査会の方が誰に確認してよいか分かりませんから、事実を確認するときに、「いや、そんなことはないですよ。」と、すぐ事実を揉み消されると、もう次の手が無くなりますよ。
片桐会長	でも、匿名でしたいという人に、それは実名でお願いしますというのもどうなのでしょう。
事務局（米田）	実際の運用上、どれが一番いいのかなと思いますね。
横山委員	匿名の場合、事実を示す、根拠を示すのがなかなか難しいと思います。後にあります不利益取扱いの禁止などで、そういうことが規定されているのですから、ここは第8条第2項を無くして、実名にしておくだけの方がすっきりするのじゃないかなと思います。
片桐会長	匿名で通報した場合には、当然第9条の規定の適用はないんですね。
事務局（米田）	ないです。分かりませんから。

片桐会長	それはそれで明記した方がいいんじゃないですか。
事務局（米田）	でも、匿名の場合は不利益な扱いを受けるはずがないですよ。
片桐会長	でも受けることもありえるわけですよ。通報とはそういうものですよ。それを明記している市はないのですか。
事務局（米田）	<p>そうですね。全部を見たわけではないので分かりませんが、ないと思います。公益通報に関してはほしい同じような規定になっていると思います。オリジナルなところは、通報窓口に人事課長を認めている部分です。通報内容に法令違反以外に含めているところもありますけれど。</p> <p>匿名を認めないというのも一つの方法としてはありますが、そうすると、誰も通報しないというケースもあり得ますので、匿名通報のメリットはあると思います。確かに不利益な扱いはされませんよとしても、通報して、次の年に異動があっただけで、これは不利益な扱いだと言われる方もおられるかもしれません。これも難しい問題ですが、匿名も残しておいた方がいいと思います。</p>
横山委員	もちろん、残しておいてもいいと思いますよ。そうすると今度みんな匿名になると思いますよ。
事務局（米田）	だからこそ、匿名の場合は根拠を示さなければならないところは少し厳しくしておいた方がよいと思います。
事務局（澤井）	考え方としては、原則は実名でということです。
片桐会長	第8条に関しては他に何かありませんか。
秋田委員	今の匿名の件で、やむを得ず匿名であるということですが、その理由はある程度特定しておく方がいいと思います。たぶん通報する人が関わるのが嫌だからというのがあれば、それはやむを得ない事情ではないと思いますが、その代りに保護はきちんとしてあげないといけないと思います。
片桐会長	おっしゃるとおり、「やむを得ず」に意味があるかどうかですが、意味がないんだという説明だったと思います。
事務局（米田）	そういうことではないです。原則は実名だが、「やむを得ず」としてどうしてもできない場合はということで意味があります。どんな場合かについては、そこまでは想定していないので、確実にあるという相当な根拠を示せば、匿名でもいいですよとするならば、「やむを得ず」を抜いてもいいと思います。

秋田委員	実名で同僚なり、上司なりを内部告発するのときに、まだ100%かどうか分からないときは、なかなか勇気がいると思いますので、そういう意味ではせめて名前は伏せて匿名でもよいと思います。
事務局（米田）	確かに、どんどん通報しやすくするという意味では匿名を認めるとよいですが、審査しにくいという反面がありましたので、どちらをとるかですね。
片桐会長	でも、それは、審査のところ、解決すればいいんじゃないですか。
事務局（米田）	それならば、匿名を認める方でいいですね。
片桐会長	だって、本人さんが来られても本当かどうか分からないでしょう。
事務局（米田）	でも、匿名の場合、追加で事情聴取ということができないですよ。
片桐会長	もちろんそうですけど、資料をちょっと見せてというのも可能ですから。
事務局（米田）	そうですね。
片桐会長	どうですか。むしろ職員さんの意見も大事なと思いますが、羽根委員どうですか。
羽根委員	ある程度の根拠を示さないといけないと思います。
片桐会長	もちろん、実名である根拠、私が生き証人ですという根拠か、あるいはそれに係る何かしらの根拠というのを要求するということですね。志野委員どうですか。
志野委員	匿名によって通報しても、内部でうすうす分かるという状況のときもありますからね。
片桐会長	第8条でどれだけ間口があろうが、むしろ第9条の方が重要であるんだというお考えだということだろうと思います。第9条に関して、質問したいのですが、不利益取扱いに対して是正の申立てをすることができる。とありますが、不利益取扱いに対して、どう審査するのかという規定はどこにあるのですか。
事務局（米田）	審査の基準はないです。
片桐会長	なくて大丈夫ですか。
事務局（米田）	規則の方で、是正申立てをするための様式は定めています。

片桐会長	その申立ての様式が審査会へ上がってきたときにどうするのですか。
事務局（米田）	審査会の方で不当な扱いに当たるのかどうかを審査していただきたいのです。例えば、通報した後に、突然異動させられた場合など、それが不当な扱いでそうなっているのかどうかなど。明らかに不利益な取扱いであるならば、第三者機関から市長に対して勧告していただくことができるようにしています。
片桐会長	第10条第7項で準用規定があるのですね。そうすると、通常の公益通報と同じように必要な調査をして是正の勧告ができるということですね。
宗田委員	私は第10条第7項を独立させた方が分かりやすいと思います。第11条としてこういった是正の申立てができますと明確にしておいた方が職員の方も分かりやすいと思います。第10条第7項を見つけ出すだけで相当な労力がいると思います。
片桐会長	そうですね。私も第11条として独立させて作る方がいいように思います。第10条の見出しが「通報に係る審査会の職務」となっていますが、第11条の見出しをどう付けるのかという問題もありますが、どうですか。
事務局（米田）	それは問題ないと思いますが、逆に同じような規定になるのであるならば、この準用規定の方が条文も短くなり、すっきりして分かりやすいのかなと思います。他市も同じような規定というのもありましたので、このようにしていますが、分かりにくいということであれば、確かに重要なところではありますので、一つ条を設けるというのであれば問題ないですが、同じ内容になりますね。
片桐会長	第10条第7項はどうしますか。別の条にするかどうかは、事務局にお任せします。
事務局（澤井）	「不利益扱いについての是正の申立てに係る調査、審査も通報に係る審査会の職務でありますので第10条第7項として、原案のままさせていただきたいと思いません。
	(録音媒体の残量切れにより、会議録一時中断)
片桐会長	<p>第8項第2項について、このままいくか「やむを得ず」を残すかですが、今の説明を聞いていますと「やむを得ず」を残してもいいのかなというふうにも思えます。私の提案したことでご迷惑をかけ申し訳ないのですが、いかがでしょうか。</p> <p>「やむを得ず」を取って、「当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合には、匿名により通報することができる。」というのが先程議論していた修正案ですが、それと原案との比較ですが、修正案の方</p>

	<p>がいいと思われる方は挙手をお願いします。原案の方がいいと思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>では、多数決で申し訳ないですが、修正案ということで決定させていただきます。第8条第2項は、「職員等は、通報する場合は、原則として実名により誠実にいき、この制度を濫用してはならない。ただし、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合には、匿名により通報することができる。」ということにさせていただきます。</p> <p>次に第9条について、ここにも「思料する」というところがありますが、これはどうでしょうか。ここも「思われる」ぐらいにしましょうか。</p>
事務局（米田）	やはり「思料する」という言葉は難しいですか。
片桐会長	ただ、人事情報について、職員さんに根拠を示せというのは厳しいと思いますよ。不利益取扱いとは、人事情報なんでしょう。本来ならば、私はここにもう1年いれるはずなのに、なんか知らない部署に飛ばされてしまったとかでしょう。
事務局（米田）	例外もありますが、本来、人事異動は4月1日が多いのですが、それが通報した次の月にいきなり異動させられたのなら、そのように不利益取扱いにもなるかなとも思います。
片桐会長	いろいろなところで問題になると思いますが、人事は非常に難しく、基本的には人事をやっている側の裁量に任されている部分があって、しかもそれが大きく認められている部分があって、それに対抗できる、これはそうではなかったですよというのを示せというのは厳しくないですか。
事務局（米田）	確かに厳しいと言われればそうですが。
片桐会長	例えば、「米田さん来月から東京出向ね。」と言われたときに、「向こうに行って、勉強してきた方がいいと思ってね。」と言われたときはどうにもなりませんよね。
事務局（米田）	どうにもならないですね。ということは通報できないになりますよね。
片桐会長	そうなりかねないですよ。確実にそれはおかしいというだけの「思料」がいりますかね。他市さんはどうなっていますか。
事務局（米田）	だいたいこの書き方です。
赤宗副会長	少しいいですか。「この場合において」以下で一応推定規定がありますので、ここは、立証責任は市側にありますので、市はそれなりの資料を出さないといけないこ

	<p>とになりますから、このような規範があるだけでも、任命権者側にとっては不利益な扱いは止めておこうかというブレーキがかかると思います。</p>
片桐会長	<p>逆に、立証責任は市側にありますので、「思料する」でなくてむしろいいんじゃないのかなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>「受けたときは」でいいんじゃないかということですか。</p>
片桐会長	<p>「受けたと思われるときは」か「受けたと思うときは」でよいと思います。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。実際は、本人が思ったら、「申立てができる。」ですから、ここは本人が根拠があろうとなかろうと申立てをしてくるんでしょから、ここはもう「思う」で問題ないと思います。ここは公益通報の方で「思料する」を使っていたので、申立てについても「思料する」が出てきてましたが、公益通報の方で「思料する」を消しましたので、ここは「思う」でいきましょうか。</p>
片桐会長	<p>審査会で審査をするときには、何かしらの人事的な取扱いがなされたということをつきかけにするしかないと思います。「本来ならば、こうであったはずなのにこうなってしまった」ということをするためには、行政側に聞かないとできないですよ。</p>
事務局（澤井）	<p>そうですね。人事的な辞令が出なくても、例えば、会議にいつも入っていたけれど「今度から君だけは入らなくてもいいよ。」など、辞令がなくても重要な職務から外されるなども不利益を受けたと感じるケースもありますよね。</p>
片桐会長	<p>あとは俸給、賞与などの査定が非常に厳しいなどですよ。いかがですか。これぐらい厳しくないと思えないということですが、本来であれば、栄転の予定だったはずなのに、そうでなかったときは、栄転の予定だったのにということも含めて申し立てないと、審査会は何もしてくれないということになると思いますが。</p>
志野委員	<p>難しいと思いますけどね。なかなか自分ではそれが分かるようなものはないですからね。</p>
片桐会長	<p>逆にもう少し「思料する」という言葉をゆるく捉えるやり方も可能なんだろうが、ただ「思料する」というのが出てくるとそういう意味になってくるんでしょね。「思料する」が無くなりましたが、いかがでしょう。</p>
村上委員	<p>ここの「思料する」自体にそこまでの重みを付けてこの条例に規定したのではなく、ただ「思う」という意味で使っていると思いますので、「思う」でいいと思います。</p>

片桐会長	<p>いかがでしょう。不利益なことが行われたんだという主張は広く受け入れて、とりあえず聞いてあげるのがいいのか、やはりそう言うからには、ある程度の自分で根拠を示しなさいというのがいいかですが。しかし、そこを厳しくすると通報自体しにくくなりますよね。なんか不利益なことがあれば、とりあえず守ってもらえるとした方が通報はしやすいですよ。そうなってしまったら、また逆に、それを悪用して、守ってほしいから、例えばボーナスが下がるのが分かっている、それを止めたいから通報しておくというのもありえるかもしれませんね。使いようによっては、その辺のバランスが難しいですね。横山委員どうですか。</p>
横山委員	<p>「思料する」というのは、「思いはかる」といいますか非常に範囲が広いと思いますので、「思料する」の代わりに「判断する」ぐらいの方が分かりやすくいいと思います。</p>
片桐会長	<p>多田委員どうですか</p>
多田委員	<p>これはやはり公益通報そのものをどんどん出せる仕組みにするのか。こんなものがどんどん出てくるのは、まずは上司に相談する方がいいと思います。</p>
片桐会長	<p>秋田委員どうですか</p>
秋田委員	<p>もう少し軽く考えてよいのかなと思います。先程の、ボーナスの話も、下げられないようにするために、悪用するのあんまりないと思います。告発する中身がないとできませんし。</p>
赤宗副会長	<p>使う方の側にとっては、結局この第2項の条項さえあれば、不利益な取扱いになっているということさえ言えば、通報したことによって不利益な取扱いを受けたことを勝手に証明していただけるような条文になっているので、不利益な取扱いになっていることだけで言えばいいので、ここに「思料する」みたいな難しい言葉を使う意味は全然なくて、「思う」でも何の影響もないと思います。だったらいっそのこと「思う」にしておいた方が分かりやすいと思います。</p>
片桐会長	<p>そうですね。では、ここは「思う」ということでさせていただきます。今回もあまり進めませんでしたが、だいぶ長丁場になりましたので、今回はこの辺で終わりにしたいと思います。</p>
秋田委員	<p>ちょっとすみません。今もう一つ思ったのですが、第2条第5項の公益通報の定義ですが、通報の内容が「法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為」となっていますが、「法令違反」は分かりますが、又はの後の部分は、法令違反が掛ってきていませんが、法令違反でなくてもこの後ろ部</p>

	分については通報できるのですか。適法であって市の財産を減らす内容はできるのですか。
片桐会長	それは当然できます。人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える内容であれば、当然にできます。
秋田委員	例えば、木を伐採して、道路を作っているけれど、それは、税金の無駄使いですよとなった場合は、どうなりますか。
片桐会長	いいえ、そういうことではないと思います。今は特に条例上禁止されているものになっていませんが、でも、それによって、人の生命の危険がある場合などです。ほとんど例外的なんだと思いますが、例えば、ダムの水門を開ける行為は適法なんだけれども、今、開けてしまうと人が死んでしまうかもしれないという判断がありえるときに通報の対象になると思います。
秋田委員	それは管理規定なり、操作規定があると思いますが。
片桐会長	いやそれに則っていても、それによって、人の生命に危険があるときなどです。
秋田委員	そうすると、訴えられる側は、私はどうすればいいんだになりませんか。ものによっては、ちゃんと議会も通って、適法に行政執行しているのにというものもあると思います。
片桐会長	ただ、法律上適法であっても、結果として人の生命や財産が傷つけられることはたくさんあるわけですね。そのときに、人の生命が傷ついていますよということを知らしめていただけることは非常に大切なことだと思います。
秋田委員	そうすると、審査会は第二の議会や、監査委員のような色彩を帯びてしまうように思います。
片桐会長	ですので、何でもかんでもいけるというわけではなくて、人の生命、身体に危害が及ぶ場合など、かなり傷つけられる価値が大きいものに限定していますから。
事務局（米田）	しかも「重大な損害」としてしますので、適法だから何でもいいということではないということです。
秋田委員	私も、土木的な仕事をしていましたので、道路やダムなんて作れないということが起こらないのかなとそういう懸念があります。
片桐会長	逆に、ダムを適法に作るときに、そこには環境アセスメントなども入って、アセ

	<p>スメントした結果、そこには絶滅危惧種なんていないということがあったとして、あるとき、絶滅危惧種に出会ってしまったときに、そのときに見て見ぬふりをしてそのままいきましょうというのはよいのかとなります。このようなときのために必要なんだと思います。</p>
横山委員	<p>すみません、一つだけ条文についてですが、第9条第2項に「特段の理由がない限り」とありますが、これは何か意味があるのでしょうか。</p>
片桐会長	<p>ご質問の趣旨はどういうことでしょうか。</p>
横山委員	<p>「特段の理由がない限り」という意味がちょっと分かりません。</p>
片桐会長	<p>その文言が必要ないということですか。</p>
横山委員	<p>そうですね。なぜこの文言が入っているのかということですか。</p>
秋田委員	<p>これは別に不利益を受ける行為があれば、それが「特段の理由」になるという意味でしょう。例えば、降格されたけど、あなたは飲酒運転で捕まっているでしょうというのがあれば、これは特段の理由があったから、降格されたというふうになるのではないですか。</p>
片桐会長	<p>それは推定が外れる場合ですから、特段の理由とは具体的にどういうものですか。推定されると推定を外すだけの立証がいるんでしょう。不利益な取扱いがあると、実はこれこれこのような理由があるからだと市側が立証できれば、この推定が外れるわけですよ。それとは別に特段の理由のあるなしで推定の原則が動くという趣旨ですか。</p>
事務局（澤井）	<p>まあ、そういうことでしょうかね。推定できない場合もあるだろうと考えられるからで、それこそ特段の理由はありません。</p>
片桐会長	<p>時間も時間ですので、そこは次回に持ち越すということで、よろしいですか。ずいぶん長い時間やりましたが、また次回ということで、今日は第2条のいくつかもできましたし、後は審査会のところと、公益通報があったらどうするかと、特定要求行為の部分だと思います。皆さんもお疲れだと思いますので本日はこれで閉会とさせていただきます。次回の予定についてお願いします。</p>
事務局（澤井）	<p>次回は、8月8日月曜日、午前10時30分から、この合同委員会室で、今回の続きと、特定要求行為の部分を議論していただきたいと思います。</p>
片桐会長	<p>それでは本日は長い間、ありがとうございました。お疲れ様でした。また8月8日</p>

	に続きの議論を進めたいと思いますのでご協力ください。本日はお疲れ様でした。
--	---------------------------------------